

○伊佐市菱刈パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例施行規則

平成20年11月 1 日

規則第135号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊佐市菱刈パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例(平成20年伊佐市条例第174号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可)

第2条 条例第4条の規定により、菱刈パークゴルフ場(以下「パークゴルフ場」という。)の利用の許可を受けようとする者は、菱刈パークゴルフ場受付許可簿(様式第1号)に利用の許可を申し出る者の氏名を記載することによって行うものとする。

(使用料の減免)

第3条 条例第7条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、菱刈パークゴルフ場使用料減免申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(令2規則25・全改)

(使用料の返還)

第4条 条例第8条の規定により既に支払った使用料の返還を受けようとする者は、菱刈パークゴルフ場使用料返還申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(令2規則25・一部改正)

(指定管理者による管理)

第5条 条例第2条ただし書の規定によりパークゴルフ場の管理を指定管理者に行わせる場合は、前2条の規定(見出しを含む。)中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替え、様式第1号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替え、様式第2号及び様式第3号中「伊佐市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(令2規則25・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の菱刈町パークゴルフ場の設置及び管理

に関する条例施行規則(平成12年菱刈町規則第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年3月30日規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月24日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の伊佐市菱刈パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定に基づくひしかりパークゴルフ場を共用するために必要な行為は、この規則の施行の日前においても、新規則の例により行うことができる。

附 則(令和3年3月30日規則第15号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

菱刈パークゴルフ場受付許可簿 月 日() 枚目

番 号	利用者氏名	コース年 会員登録	利 用 者 区 分	使用料	入場許可 番 号	返却	入場時間	用 具 レンタル	返却	備 考
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		
		あり・なし	一 般 小・中・高児童生徒					クラブ ボール		

様式第2号(第3条関係)

菱刈パークゴルフ場使用料減免申請書	
年 月 日	
伊佐市長 様	
住所 団体名 氏名又は代表者名	
下記のとおり菱刈パークゴルフ場の使用料の減免を受けたいので、申請します。	
記	
届 出 年 月 日	年 月 日
納 入 す べ き 使 用 料 の 額	円
減免を受けようとする理由	
1 使用料を減免する。 2 使用料を減免しない。 理由_____	
年 月 日	
伊佐市長	

様式第3号(第4条関係)

菱刈パークゴルフ場使用料返還申請書

年 月 日

伊佐市長 様

住所
団体名
氏名又は代表者名

下記のとおり菱刈パークゴルフ場の使用料の返還を受けたいので、申請します。

記

届 出 年 月 日	年 月 日
返 還 を 求 め る 額	円
返還を受けようとする理由	
1 使用料を返還する。 2 使用料を返還しない。 理由_____ 年 月 日 伊佐市長	

様式第 1 号(第 2 条関係)

(平24規則17・全改、令 2 規則25・一部改正)

様式第 2 号(第 3 条関係)

(令 2 規則25・令 3 規則15・一部改正)

様式第 3 号(第 4 条関係)

(令 3 規則15・一部改正)